

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

令和元年6月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第4章

改正理由

金沢市長土堀青少年交流センター条例の制定（平成31年3月25日公布、令和元年7月7日施行）に伴い、関係規則を改正する。

改正内容

- 1 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第1条関係）
金沢市長土堀青少年交流センター所長印の追加
- 2 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第2条関係）
長土堀青少年交流センターに関する規定の追加
- 3 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第3条関係）
長土堀青少年交流センターに関する規定の追加

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

（金沢市教育委員会公印規則の一部改正）

第1条 金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 金沢市長土堀青少年交流センター所長印

別表金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印の項の次に次のように加える。

金沢市長土堀 青少年交流セ ンター所長印	方20	てん書	所長名をもって する文書	長土堀青少 年交流セン ター所長	1	所流堀金 セ青沢 長ン少市 タ年長 印！交土
----------------------------	-----	-----	-----------------	------------------------	---	------------------------------------

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「キゴ山ふれあい研修センター所長」の次に「、長土堀青少年交流センター所長」を加える。

別表第2中

「	4	キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○		を

「	4	キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○		に
	5	長土堀青少年交流センターの使用承認等				○		

改め、同表の備考第2項中「及びキゴ山ふれあい研修センター所長」を「、キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土堀青少年交流センター所長」に改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「						地域教育係		を
						青少年教育係		

「						地域教育係		に、

「						キゴ山ふれあい研修センター		を

「

	キゴ山ふれあい研修センター 長土堀青少年交流センター	に
--	-------------------------------	---

改める。

第6条の表中

		6 市民憲章に関する事項	
	青少年教育 係	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項	を
		6 市民憲章に関する事項	に、
		6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	を
	長土堀青少年交流センター	6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項 1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 4 青少年野外体験施設に関する事項 5 長土堀青少年交流センターの管理運営に関する事項	に

改める。

附 則

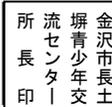
この規則は、令和元年7月7日から施行する。

(第1条関係) 金沢市教育委員会公印規則 (昭和27年教育委員会規則第3号) 新旧対照表

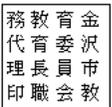
改正案	現行
<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 金沢市教育委員会印(2) 金沢市教育委員会教育長印(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印(4) 金沢市中央公民館長印(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印 <p>(6) 金沢市長土塀青少年交流センター所長印</p> <p><u>(7)</u> 金沢市立玉川図書館長印</p> <p><u>(8)</u> 金沢市立泉野図書館長印</p> <p><u>(9)</u> 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p><u>(10)</u> 金沢市立工業高等学校印</p> <p><u>(11)</u> 金沢市立工業高等学校長印</p> <p><u>(12)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p><u>(13)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p><u>(14)</u> 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p><u>(15)</u> 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 金沢市教育委員会印(2) 金沢市教育委員会教育長印(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印(4) 金沢市中央公民館長印(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印 <p><u>(6)</u> 金沢市立玉川図書館長印</p> <p><u>(7)</u> 金沢市立泉野図書館長印</p> <p><u>(8)</u> 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p><u>(9)</u> 金沢市立工業高等学校印</p> <p><u>(10)</u> 金沢市立工業高等学校長印</p> <p><u>(11)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p><u>(12)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p><u>(13)</u> 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p><u>(14)</u> 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>

（第1条関係）金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

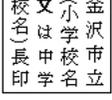
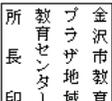
別表（第2条関係）

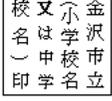
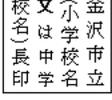
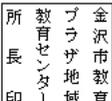
公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市長土塀青少年交流センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	長土塀青少年交流センター所長	1	

別表（第2条関係）

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
(追加)						

(第1条関係) 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)新旧対照表

金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川図書館長	1	
金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1	
金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	
教育プラザ地域教育センター所長	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	

金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川図書館長	1	
金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1	
金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	
教育プラザ地域教育センター所長	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	

(第1条関係) 金沢市教育委員会公印規則 (昭和27年教育委員会規則第3号) 新旧対照表

印						
教育プラザ 研修相談セ ンター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	研修相談 センター 所長	1	金沢市教育 プラザ研修 相談センター 所長印

印						
教育プラザ 研修相談セ ンター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	研修相談 センター 所長	1	金沢市教育 プラザ研修 相談センター 所長印

(第2条関係) 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)新旧対照表

改正案						現行							
第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。 別表第1(第9条関係) 各課共通専決事項 1 組織及び人事管理						第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。 別表第1(第9条関係) 各課共通専決事項 1 組織及び人事管理							
専決事項等		専決区分等				専決事項等		専決区分等					
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課			教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○	○		1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免						教育総務課(職員を含む場合に限る。)行政経営課 市民協働推進課	2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免						教育総務課(職員を含む場合に限る。)行政経営課 市民協働推進課
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認						教育総務課	3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認						教育総務課
4 内部組織の委員及び幹事の任免						教育総務課	4 内部組織の委員及び幹事の任免						教育総務課
5 年次有給休暇の処理		○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)		5 年次有給休暇の処理		○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
6 時間外勤務命令及び休日勤務命令				○	○		6 時間外勤務命令及び休日勤務命令				○	○	

(第2条関係) 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)新旧対照表

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課(軽易なものを除く。)
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命					財政課

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課(軽易なものを除く。)
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命					財政課

(第2条関係) 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)新旧対照表

令の申立て					
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成			○		

令の申立て					
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成			○		

(第2条関係) 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)新旧対照表

及び管理					
21 嘱託登記の決定			○		
22 扶助の決定	○				
23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に關すること			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2 (第9条関係)

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
	(中略)					
生涯学習課	1 青少年野外体験施設の使用承認等			○		
	2 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等			○		
	3 中央公民館の使用承認等				○	
	4 キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○	
	5 長土堀青少年交流センターの使用承認等				○	
	(以下略)					

及び管理					
21 嘱託登記の決定			○		
22 扶助の決定	○				
23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に關すること			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2 (第9条関係)

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
	(中略)					
生涯学習課	1 青少年野外体験施設の使用承認等			○		
	2 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等			○		
	3 中央公民館の使用承認等				○	
	4 キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○	
	(追加)					
	(以下略)					

(第2条関係) 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)新旧対照表

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。出先機関の長とは、中央公民館長、<u>キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土堀青少年交流センター所長</u>をいう。	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。出先機関の長とは、中央公民館長及び<u>キゴ山ふれあい研修センター所長</u>をいう。
--	---

(第3条関係) 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則 (平成23年教育委員会規則第1号) 新旧対照表

改正案			現行		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。			第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。		
部等	課等	係	部等	課等	係
学校教育部	(中略)		学校教育部	(中略)	
生涯学習部	生涯学習課 家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 長土堀青少年交流センター	企画庶務係 地域教育係 「削る。」	生涯学習部	生涯学習課 家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター	企画庶務係 地域教育係 青少年教育係
	図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係		図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	(以下略)		教育プラザ	(以下略)	
2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。 (生涯学習部の各課等の分掌事務)			2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。 (生涯学習部の各課等の分掌事務)		
第6条 生涯学習部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			第6条 生涯学習部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		

(第3条関係) 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号) 新旧対照表

課等・係		分掌事務	課等・係		分掌事務
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項	生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体(青少年関係団体を除く。)の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項(学校施設の利用の許可に関する事項を除く。) 6 市民憲章に関する事項		地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体(青少年関係団体を除く。)の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項(学校施設の利用の許可に関する事項を除く。) 6 市民憲章に関する事項
	「削る。」			青少年教育係	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項
家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項		
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項		
キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等		

(第3条関係) 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号) 新旧対照表

		の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項			の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
	長土塀青少年交流センター	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 4 青少年野外体験施設に関する事項 5 長土塀青少年交流センターの管理運営に関する事項			
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項		図書館総務課	図書館総務係
	玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	1 金沢市図書館規則に定める事項		玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	1 金沢市図書館規則に定める事項